

往復書簡

今回は、齋藤 渡氏（山形県、(有)いずみ農産）と当機構理事長の高木勇樹との往復書簡 2 回目です。

拝啓 高木 勇樹 様

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

新しい年を迎え、数え年では三十路になりました。先日、同窓会にて「農業Ⅱ家の手伝い」というような話になり、農業に対するイメージはこんなものなのか、と改めて感じさせられました。

農業に対するイメージは十人十色あり、GDPに占める割合が少ない産業である、安く手に入る外国産で十分、という人もいます。しかし、現在の日本において、農地・水利・潜在的な生産力・農作物等は数少ない「資源」であり、生産力の低下や海外依存になれば、それこそ何処かの属国に成り下がることになると思います。

しかし今の「守られ方」は農業というより農家を守っているような感じがします。アレをすればカネが貰える、コレをすればカネが貰える。確かに外的要因に対処するための直接補償は必要ですが、自給率向上の名のもとに全国一律で大豆・ソバ等に補助金を出す必要はあるのでしょうか。当地でも4割弱の転作があり、田んぼに挟まれた大豆・ソバ畑がありますが、低収量・低品質で翌年にクズ大豆として圃場散布することもあれば、昨年などは雨続きで収穫できず、自然災害が適用され未収穫のところもありました。適地適作とはほど遠く、納税者の負担が増えるだけです。

また、経営面積の大小にかかわらず一律に守ることは競争力の低下につながり、自立した経営を困難にしています。日本の農地条件では米国や豪州の数百数千haの規模には太刀打ちできませんが、何もそこを指す必要はなく、機械設備の有効活用やコストの面でもある程度の規模拡大をしないと経営は成り立ちま

せん。あえて言えば、弊社のように稲作2ha程度では切り捨てられても仕方がなく、また、そういう方向に進むべきだと思えます。それならそれでこちらも打つ手はたくさんありますし、それにより農業が魅力ある産業になれば、後継者の育成も進み、世代を超えて持続可能な農業となるはずです。

最後になりましたが、農地法第一条、恥ずかしながら初めて読みました。如何様にも解釈できるようで、なんととも言えない、さすが「法律だ」と思いました。農業関連の法律もたくさんありますので、経営者としては「読む力」も必要ですね。

寒さ厳しき折、くれぐれもご自愛ください。
またお会いできる機会を楽しみにしております。

敬具

平成二十五年一月吉日

齋藤 渡(さいとう わたる)

一九八四年 山形県生まれ

二〇〇七年 日本大学経済学部卒業

同年四月 いちかわライズビジネス株式会社にて研修
同年九月 実家に戻り(有)いずみ農産に就職・就農

養豚管理、稲作、農産物検査等々を担当
現在専務取締役



拝復 齋藤 渡 様

一月中旬の東京での初雪は、平年より六日早かつたうえ、休日で往来が少なく、それなりの積雪となり、特に車は往生したようです。

農業に対するイメージは十人十色といわれましたが、小生がこれまでお会いした多くの人のイメージは、農業というより農家、農協に対するイメージ（大変だけでもうからない）が強いように思います。

逆に言えば「農業」が産業（経営）として認識されていまいという事ではないでしょうか。ですから貴兄の言われる「資源」の重要性が国民の間で共有されず、耕作放棄地の増加もそれほど深刻に受け止められないことになっているのではないのでしょうか。

「農地」は私有財産である。財産権の保障は憲法上認められている。だから「農地」をどのように扱うかは、農地所有者の勝手という意識がまん延してしまうのでしょうか。

本当にそうでしょうか。
「農地」に対する固定資産税が他より安く、かつ相続でも優遇され、私有財産である農地の価値を高めるのは、整備などが高率補助で行われることの背景には、「農地」が国民全体の公共の利益（福祉）に役立つ食料の生産に用いられることがあるはず

「財産権」も「公共の福祉（利益）」に反しない限り、保障されると考えるべきです。「農地」を耕作放棄することは、公共の福祉違反といつてよいのではないのでしょうか。

そんなこと言っても誰も聞いてくれないよと思考停止に陥っていないでしょうか。

貴兄のような若い方々が、貴兄が指摘しておられる「守られ方」のおかしさも含め、現場に根ざした感性で、農業に関わる政策、制度・システムを新しい切口で「読み」直すことが今ほど求められていることではないと思います。

小生はこれまでの経験、知見を皆さんに伝えていくことを通じて、皆さんが次代を切り拓く「捨て石」となる覚悟です。皆さんの奮起を願ってやみません。

平成二十五年一月吉日

敬具

高木 勇樹（たかぎ ゆうき）

一九四三年 群馬県生まれ
一九六六年 東京大学法学部卒業農林省入省。食品流通局砂糖類課長、大臣官房企画室長などを経て、食糧庁管理部長、畜産局長、大臣官房長、食糧庁長官など歴任。
農林水産事務次官、二〇〇一年退官
農林中金総合研究所理事
二〇〇二年 農林漁業金融公庫総裁、二〇〇八年同公庫退任
二〇〇三年 NPO法人日本プロ農業総合支援機構副理事長
二〇〇七年 NPO法人日本プロ農業総合支援機構理事長
現在、NPO法人日本プロ農業の活性化、食の問題の解決に向けた活動に尽力。

